

# 高齢者の総合相談窓口

お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターでは、介護保険に関する相談や福祉サービスの申請のほか、介護や介護予防、認知症や虐待に関することなど地域の高齢者が生活していくうえでの困り事や悩み事などを総合的に受け付け、本人や家族と相談しながら必要な支援につなげます。どうぞお気軽にご相談ください（相談無料）。

**A 刈谷富士松地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎6-3  
(観寿々会総合福祉センター内)

**受付時間** 月～金(年末年始除く) 9:00～18:00

**TEL** 0566-62-3033  
**FAX** 0566-62-3035

**担当地区**  
井ヶ谷町、東境町、西境町、今川町、今岡町、一里山町

**B 刈谷雁が音地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市一ツ木町4-40-3  
(一ツ木福祉センター内)

**受付時間** 月～金(年末年始除く) 9:00～17:00

**TEL** 0566-21-3561  
**FAX** 0566-21-3571

**担当地区**  
泉田町、築地町、一ツ木町、恩田町、青山町、新田町

**C 刈谷中部地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市住吉町5-15(刈谷豊田総合病院内)

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 8:30～16:45

**TEL** 0566-25-8283  
**FAX** 0566-25-8372

**担当地区**  
桜町、相生町、昭和町、八軒町、朝日町、東新町、池田町、新富町、丸田町、原崎町、神明町、矢場町、小山町、稲場町、南桜町、東陽町、寿町、大手町、高松町、住吉町、田町、若松町、神田町、下重原町、重原本町、一色町、幸町、中山町、広見町、一番町、中手町、日高町、高倉町、山池町、高津波町、三田町

**D 刈谷中央地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市下重原町3-120  
(高齢者福祉センターひまわり内)

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 8:30～17:15

**TEL** 0566-23-0280  
**FAX** 0566-25-2498

**担当地区**  
逢妻町、八幡町、寺横町、銀座、城町、広小路、新栄町、熊野町、宝町、豊田町、司町、港町、元町、御幸町、大正町、富士見町、松坂町、天王町、浜町、衣崎町、中川町、中島町

**E 刈谷依佐美地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市小垣江町新庄35  
(介護老人保健施設かりや敷地内)

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 9:00～17:00

**TEL** 0566-63-5235  
**FAX** 0566-63-5779

**担当地区**  
小垣江町、荒井町、高須町、半城土中町、半城土北町、半城土西町、半城土町(東田、大下馬、三ツ又、乙本郷、西裏、本郷、森下、掛貝、大湫、山ノ腰、北十三塚、大組、西十三塚、高林、六ツ舌)

**F 刈谷朝日地域** 包括支援センター

**所在地** 刈谷市野田町西田78-2(南部福祉センターたんぼほ内)

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 9:00～17:00

**TEL** 0566-63-6700  
**FAX** 0566-63-5155

**担当地区**  
野田町、板倉町、松栄町、東刈谷町、末広町、沖野町、野田新町、南沖野町、場割町、半城土町(芦池裏、大原、唐池、庚申塚、新池、碓戸池、中ノ湫、西新池、生出、丸湫、丸山)

**★ 刈谷市役所 長寿課**

**所在地** 刈谷市東陽町1-1

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 8:30～17:15  
(令和8年11月2日以降は 9:00～16:00)

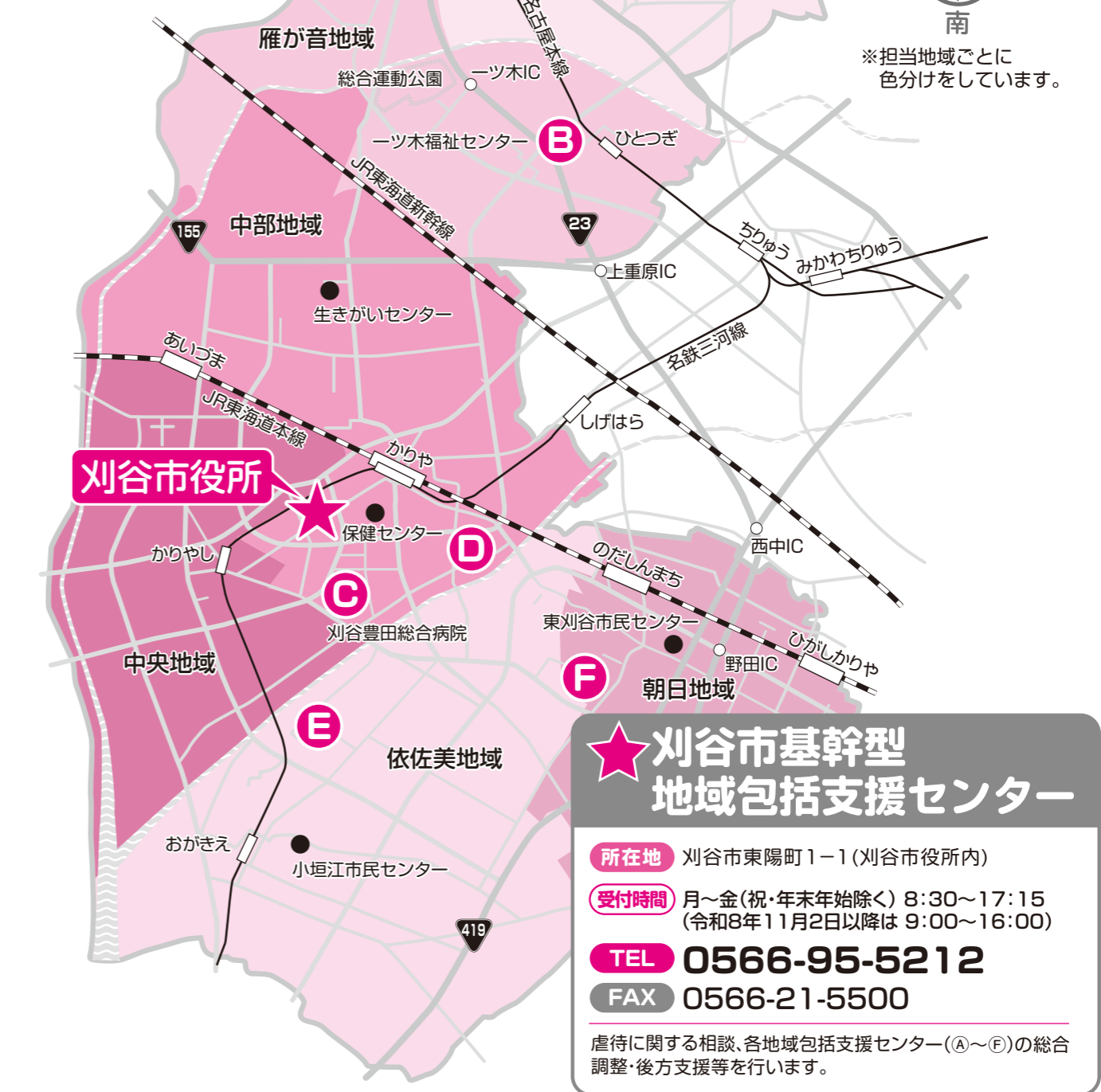
**TEL** 0566-62-1013  
**FAX** 0566-24-2466

要介護認定や介護保険料、介護サービスなどに関する相談は長寿課へ

刈谷市の高齢者に関するデータ  
(2026.1.1現在)

総人口	152,774人
高齢者数	31,981人
認定者数	5,778人
〈要介護〉	3,824人
〈要支援〉	1,954人
事業対象者	352人

※高齢者数は65歳以上。



高齢者の総合相談窓口

**★ 刈谷市基幹型**  
**地域包括支援センター**

**所在地** 刈谷市東陽町1-1(刈谷市役所内)

**受付時間** 月～金(祝・年末年始除く) 8:30～17:15  
(令和8年11月2日以降は 9:00～16:00)

**TEL** 0566-95-5212  
**FAX** 0566-21-5500

虐待に関する相談、各地域包括支援センター(A～F)の総合調整・後方支援等を行います。

# 介護保険のしくみ

介護が必要になった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、介護をみんなで支え合う。それが、介護保険です。

介護保険制度は、利用する方に、介護保険サービスを提供することで次のことを目指しています。

- 自立した日常生活を送れる
- 要介護状態にならないよう予防する
- 要介護状態になっても改善したり、悪化を防止する

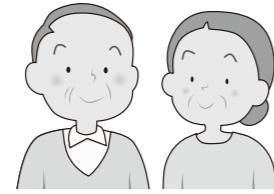
## 加入者

### 40歳以上が加入します。

介護予防・健康づくりに取り組みます。介護が必要になっても、介護保険、医療、保健、福祉サービスを活用し、自分でできることを維持し、増やすよう努めましょう。

#### 65歳以上(第1号被保険者)

原因にかかわらず介護が必要となった場合に、サービスを受けられます。



#### 40~64歳まで(第2号被保険者)

特定疾病※が原因で介護が必要となった場合に、サービスを受けられます。



◎介護保険料は、医療保険の一部として納めていただけます。

- 介護保険料を納めます。
- 要介護認定の申請をします。

## 刈谷市(保険者)

### 介護保険制度を運営します。

利用者や家族の意思を尊重し、自立支援・重度化防止の視点に立ち、必要な介護保険、医療、保健、福祉サービスの提供や情報発信を行います。



#### 長寿課

65歳以上の方の保険料を決めて、集めます。また、介護保険の認定に関すること(調査、認定結果の通知)を行うほか、介護保険サービスに関する苦情、相談などを受け付けます。

- サービス費用の7割~9割を支払います。

## 地域包括支援センター

- 介護予防ケアプランの作成
- 総合相談・支援
- 虐待防止・早期発見
- 権利擁護事業など

- 被保険者証を交付します。
- 要介護認定の結果を通知します。

● 相談

● 支援

- サービスを提供します。

- サービス費用を請求します。

## サービス事業者

利用者や家族の意思を尊重し、自立支援・重度化防止の視点に立ち、サービスを提供します。

- 居宅サービス
- 施設サービス
- 地域密着型サービスなどを提供します。



※特定疾病とは、加齢との関係がある疾病か、要介護状態になる可能性が高い疾病を指します。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症

- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- サービスを利用します。

- サービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)を支払います。

要介護認定を受けた方には、負担割合を記載した「負担割合証」が交付されます。

※介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて給付制限を受けることがあります。

**2割負担の方** 次の両方にあてはまる方の利用者負担は2割です。

- ① 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上
- ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、単身の場合280万円以上、2人以上の世帯の場合346万円以上

**3割負担の方** 次の両方にあてはまる方の利用者負担は3割です。

- ① 65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上
- ② 同一世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が単身の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上

※合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。  
※その他の合計所得金額は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額を用います。

適切な介護サービスを選ぶために、**介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」**を活用しましょう。

情報はインターネットで公表されます。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>



# 保険料について

保険料は年齢・所得等に応じて決まります。



## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

●**決め方** 保険料基準額(年額) =  $\frac{\text{刈谷市の介護保険にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{刈谷市に住む65歳以上の方の数}}$

年額の基準額 **70,800円/年**

刈谷市の介護保険サービスにかかる費用の総額(利用負担分を除く)のうち、第1号被保険者が負担する割合(23%)に応じて決まります。一人ひとりの保険料は、基準額をもとに収入などに応じて17段階に分けられます。

段階	対象者	基準額に対する比率	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	本人が市民税非課税 ・生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人	基準額×0.185	1,090円	13,080円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円を超え120万円以下の人	基準額×0.385	2,270円	27,240円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	基準額×0.585	3,450円	41,400円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がある人で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人	基準額×0.85	5,010円	60,120円
第5段階(基準)	同じ世帯に市民税課税者がある人で、第4段階以外の人	基準額	5,900円	70,800円
第6段階	合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.20	7,080円	84,960円
第7段階	合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	7,670円	92,040円
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	8,850円	106,200円
第9段階	合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	10,030円	120,360円
第10段階	合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	11,210円	134,520円
第11段階	合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	12,390円	148,680円
第12段階	合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	13,570円	162,840円
第13段階	合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.50	14,750円	177,000円
第14段階	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.80	16,520円	198,240円
第15段階	合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の人	基準額×3.20	18,880円	226,560円
第16段階	合計所得金額が3,000万円以上4,500万円未満の人	基準額×3.60	21,240円	254,880円
第17段階	合計所得金額が4,500万円以上の人	基準額×4.00	23,600円	283,200円

※介護保険料の段階の判定に用いる合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や基礎控除などの所得控除をする前の金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合には、当該特別控除額を控除した後の額を判定に用います。  
※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した金額のことで、  
※保険料(月額)は基準額(月額)に基準額に対する比率を掛け、10円未満を切り捨てます。  
※令和7年度税制改正(給与所得控除の最低保障額の引き上げ)に伴う所得指標等への影響が生じないよう必要な措置を講じます。

●**納め方** 保険料の納め方には、金融機関などを通じて個別に納めていただく「普通徴収」と、年金から天引きされる「特別徴収」の2通りがあります。納め方は年金の受給額、種類などによって決まります。第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の属する月の分からです。

年金が年額**18万円未満**の方(月額15,000円未満の方) ▶▶▶ **普通徴収** 送付される納付書に基づき、金融機関などで個別に納めます。納期は年8回(7月～翌年2月)です。※納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

年金が年額**18万円以上**の方(月額15,000円以上の方) ▶▶▶ **特別徴収** 年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。※老齢福祉年金、恩給からは天引きされません。※年度の途中で65歳になった方、他市町村から転入した方などは、特別徴収の対象でも一時的に普通徴収となります。

【納め忘れに注意しましょう】 特別な事情がなく保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような給付制限を受けることになります。

1年以上滞納すると	1年半以上滞納すると	2年以上滞納すると
介護費用をいったん全額自己負担しなければ、サービスを受けられないようになります(申請により後から保険給付分が戻ってきます)。	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。	サービスを利用するときに、滞納期間に応じて自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費などを受給できなくなります。

## 40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

### ●医療保険ごとに保険料を徴収します

加入している健康保険などの医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療分の保険料と一括して納めます。

# 認定の流れについて

申請し、認定を受けてから、サービスが利用できます。

サービスを利用するには、市役所(長寿課)に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの流れは以下のようになっています。

**申請する** サービスの利用を希望する方は市役所(長寿課)の窓口で「要介護認定」の申請をしてください。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
  - マイナ保険証など
  - 介護保険被保険者証
  - 主治医の情報
- 医療機関名: \_\_\_\_\_  
主治医氏名: \_\_\_\_\_

**認定調査** 認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況などについての調査を行います。※申請から10日前後で日程調整の連絡があります。

調査日時: 月 日 時 分～

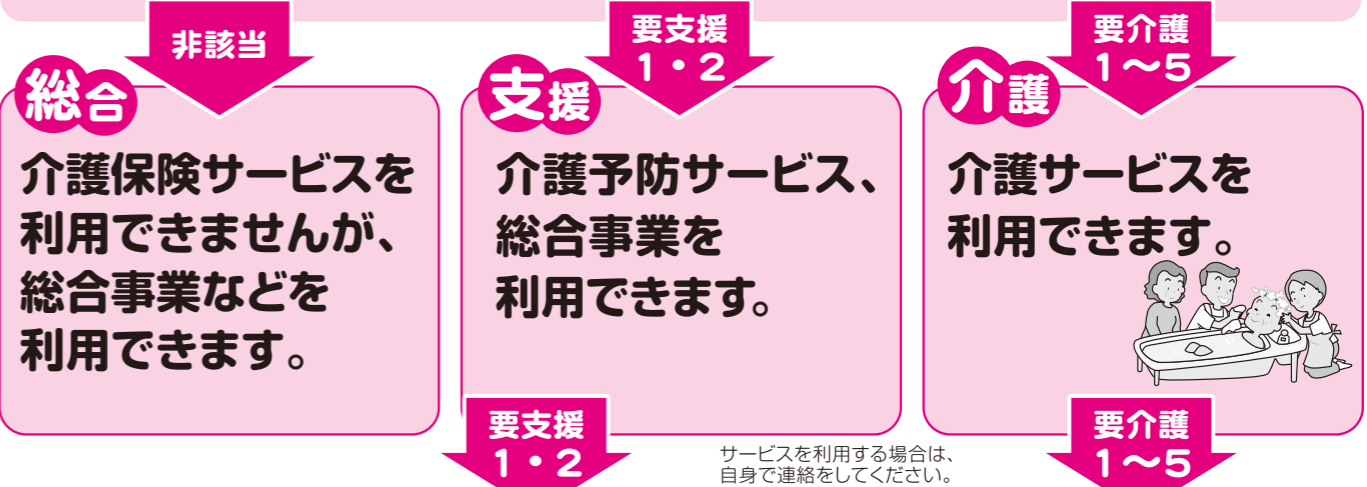
調査員氏名: \_\_\_\_\_

**主治医意見書** 本人の主治医に、心身の状況などについての意見書を作成していただきます。この意見書は、市から直接、主治医へ依頼します。

**審査・判定** 認定調査の結果によるコンピュータ判定(一次判定)と医師の意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分と状態の維持または改善の可能性の審査が行われます。



**認定・通知** 介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分にわけて認定され、その結果を通知します。原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。



お住まいの地区の地域包括支援センターの職員、または地域包括支援センターから委託を受けたケアマネジャーがケアプランを作成します。22～23ページ ※ケアプランの作成及び相談は無料です。

利用者が選択した居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。施設に入所して利用するサービスについては、入所する施設内でケアプランを作成して利用することができます。市内54～55ページ(市外でも可) ※ケアプランの作成及び相談は無料です。

※結果が出る前に緊急でサービスが必要な場合は、お住まいの地区の地域包括支援センターへ連絡してご相談ください。

# 介護サービスの利用までの流れ

認定の結果に応じてケアプランを作成し、サービスを利用します。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を広くもった専門家で、利用者とサービス提供事業者の間に立って利用者に適したケアプランを作成し、連絡調整をします。

ケアマネジャーを選ぶ 市内 54～55 ページへ(市外でも可)



## 支援 総合 介護予防サービス・総合事業 の利用までの流れ

65歳以上の  
すべての方

基本チェックリストで  
事業対象者  
となった方

25の質問項目で日常  
生活に必要な機能の低  
下がみられた方

要支援1・2の方

お住まいの地区を担当する  
地域包括支援センターへ  
相談 22～23ページ

アセスメントの実施(課題分析)

- ①地域包括支援センターと契約します。
- ②本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者  
との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。



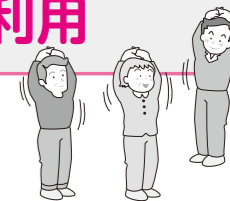
介護予防ケアプラン  
(介護予防サービス計画)  
の作成

※介護予防ケアマネジメントの作成  
目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

## 総合事業サービスの利用

高齢者福祉サービスや  
一般介護予防事業を利用する

利用できるサービス 30、32、44～47 ページ



訪問型サービス、通所型サービスを利用する

利用できるサービス 31 ページ

※高齢者福祉サービスのうち、40歳以上65歳未満の方でも対象となるサービスがあります。

サービス提供  
事業者と契約

サービス提供事業者と  
契約を結びます。

介護予防  
サービスの利用

予防プランにもとづいて、  
サービスを利用します。

※一定期間後に地域包括支援センターの担当者などが目標の達成状況を確認します。

利用できるサービス  
34～35、38～42 ページ

## 介護 居宅サービス の利用までの流れ

要介護  
1～5の方

居宅介護  
支援  
事業所と  
契約

ケアマネジャーによる  
アセスメント(課題分析)など

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者  
との話し合い

自立支援を目標に、各種介護サービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

ケアプラン  
(居宅サービス計画)  
の作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。

## 居宅サービスの利用

- ①介護サービスを行うサービス提供事業者と契約を結びます。
- ②ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。

利用できるサービス  
36～42ページ



## 施設サービス の利用までの流れ

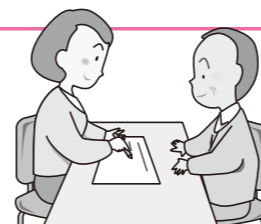
介護保険施設と契約

希望する施設を選び、  
直接申し込みます。



ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが利用者  
に適したケアプランを作成します。



## 施設サービスの利用

ケアプランにもとづいて、  
サービスを利用します。

利用できるサービス  
43 ページ



介護サービスの利用までの流れ

# 介護予防・日常生活支援総合事業 **総合** **支援**

65歳以上のすべての方を対象とした刈谷市が行う介護予防事業です。  
該当する担当窓口へお問い合わせください。

## 一般介護予防事業

65歳以上の方ならどなたでも参加できます

### 家の近くで好きな活動をしたい

地域包括支援センター 22～23ページ

#### ●集いの場マップ

運動や文化的活動、趣味活動など、地域で行われている活動とその詳細が約400か所掲載されています。(令和8年2月末時点)  
マップやその使い方については右の二次元コードをご確認ください。



案内 マップ

### 自宅で体操したい

長寿課 ☎0566-62-1063

#### ●オンライン体操教室

毎週金曜日オンラインによる体操教室の開催や、体操動画の配信をします。



### 栄養について知りたい

健康推進課 ☎0566-23-9559

#### ●男性のための栄養教室

65～69歳の男性を対象に食生活の基本を身につけるための講話・栄養実習を行う教室

#### ●65歳からのやさしい栄養教室

高齢期に必要な食量やバランスのよい食事について理解するための栄養教室

### 体の健康について知り、運動したい

中央げんきプラザ ☎0566-23-8878  
洲原げんきプラザ ☎0566-36-0333

#### ●げんき度測定

問診や身体・体力測定から健康度を調べ、生活習慣を振り返ります。

#### ●エンジョイ教室

げんき度測定の結果により、利用者に合わせた運動処方や実践を行い、健康の維持・増進を図ります。

### お口について知りたい

刈谷市社会福祉協議会 事業推進課  
高齢者交流プラザ ☎0566-23-0555

#### ●カミカミ体操

歯科衛生士による、お口の機能向上、誤嚥性肺炎予防の体操を行います。

## その他

### ハートフルセミナー

長寿課 ☎0566-62-1063

介護予防に関する講座を年4回開催します。

- ・認知症予防
- ・転倒予防 など

## サービス・活動事業

◆48ページからの介護サービス事業所リストページにてサービス・活動提供事業所を **総** で表記しています。

介護予防ケアマネジメントとは、地域包括支援センターの専門職が以下の対象者①②に該当する本人(家族等を含む)から、心身の状況などを聞き取り、必要に応じた適切なサービスを案内します。  
<サービス内容>の **ケ** の記載があるサービスがケアマネジメントを必要とします。

### <対象者>

- ① 介護保険の要支援1・2の認定を受けた人(第2号被保険者も含む)
- ② 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

### <サービス内容>

#### 通所型サービス

##### 生活機能特化型リハビリテーション(リエイブルメント) **ケ**

日常生活に困りごとを抱える方に対して、3か月間の短期集中でリハビリ専門職が面談と指導を行います。個人の困りごとや、やってみたいことに合わせて各プログラムを組み合わせるオーダーメイドサービスです。

各プログラムの例……リハビリ専門職による生活機能向上プログラム、歯科衛生士による口腔プログラム、管理栄養士による栄養プログラムなど。

利用料 自己負担なし

##### 緩和基準通所型サービス **ケ**

デイサービスセンターで、ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動などの高齢者の閉じこもり予防や自立の支援を行います。

利用料 詳細はケアマネジャーにご確認ください。

##### 通所介護相当サービス **ケ**

デイサービスセンターで、食事・入浴・排せつの介助などの日常生活上の支援や生活機能の維持のための支援を行います。

利用料 詳細はケアマネジャーにご確認ください。

#### 訪問型サービス

##### ちょこっとささえあい

ちょこっとささえあいセンターが開催する説明会を受けたサポーターが自宅を訪問し、掃除・ごみ出し・買い物・洗濯・草取り・物の整理整頓などの生活援助を行います。

利用料 30分あたり 300円

### <対象者>

- (1) ～ (3) のいずれかに該当し在宅生活をする人
- (1) 要支援認定者もしくは要介護認定者
- (2) 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
- (3) 75歳以上

### <問い合わせ先>

ちょこっとささえあいセンター  
(刈谷市より受託)

☎0566-63-6055



##### 生活機能向上訪問サービス **ケ**

作業療法士などが自宅を訪問し、運動や環境整備の相談・助言等を3～6か月間で行います。

利用料 500円  
(作業療法士などが3回訪問実施)

##### 介護予防訪問サービス **ケ**

管理栄養士が自宅を訪問し、食生活の相談・助言等を3～6か月間で行います。

利用料 自己負担なし

##### 訪問介護相当サービス **ケ**

ホームヘルパーが自宅訪問し、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

利用料 詳細はケアマネジャーにご確認ください。

# 認知症支援

## 認知症かな?と思ったら

### ●認知症のチェックをしてみましょう!

- 物忘れ(置き忘れ、しまい忘れ)が多くなってきた。
- 同じことを何度も聞く、言う。
- 日常生活の中で、不安に思うことや確認することが多くなった。
- 最近、怒りっぽい。ささいなことで怒り出す。
- 意欲がなくなった。自分から何もしない。
- 会話の途中で言いたいことを忘れ、何を言いたいかわからないことが増えた。

日常生活でこのような出来事がいくつかみられるときは、認知症のサインかもしれません。

### ●早期診断・早期治療につなげましょう!

早く気付くことで、これからの生活に向けた準備ができます。まずは、身近なかかりつけ医または、お住まいの地域の地域包括支援センターに相談しましょう。



## 認知症の支援やサービスに関するパンフレット「認知症ケアパス」を配布しています

認知症の人が受けることができる医療・介護サービスや、サービス提供の流れをまとめたパンフレット「刈谷市認知症ケアパス」を刈谷市長寿課、各地域包括支援センター(22~23ページ)で配布しています。また、刈谷市HPでもご覧になれます。

## 認知症カフェに行ってみませんか?

認知症カフェとは、認知症のご本人やご家族、地域の住民、介護・福祉の専門職の方など認知症に関心のある方が集まり、情報交換や仲間づくりを行う場です。刈谷市内のカフェでは、参加者同士の交流、介護者教室、演奏会など様々な内容でカフェを開催しています。予約不要で、どなたでも気軽に参加することができますので、ぜひいらしてみませんか?

令和8年3月1日現在

地区	名称	活動場所	活動日	参加費
北部	ふじまつカフェ	グループホームあじさい「ふじまつ」地域交流スペース (東境町神田57-1 ☎93-1648)	第4金曜日 11時~12時	100円
	田園カフェ	喫茶田園 (井ヶ谷町中前田98-1) 連絡先 ☎62-3033 刈谷富士松地域包括支援センター	第3木曜日 14時~15時半	飲食代
	パレットカフェ	特別養護老人ホーム パレット (東境町大池27-1) 連絡先 ☎36-6333 特別養護老人ホームパレット	第3金曜日 9時~11時	110円
	にゃんカフェ	おかし工房バンドラ (築地町1-5-4) 連絡先 ☎21-3561 刈谷雁が音地域包括支援センター	第4水曜日 14時~15時	飲食代
中部	さくらカフェ	桜市民館 (神明町2-30) 連絡先 ☎25-8283 刈谷中部地域包括支援センター	第1水曜日 10時~12時	100円
	はつらつカフェ inプレステージ 刈谷駅前	プレステージ刈谷駅前 お食事処「ひろがり」 (大手町1-14) 連絡先 ☎93-5333 プレステージ刈谷駅前 ☎25-8283 刈谷中部地域包括支援センター	第2木曜日 13時半~15時	350円
南部	ほっとカフェ	フローラルガーデンよさみ フローラルプラザ内 「in the Park yosami no cafe」 (高須町石山2-1) 連絡先 ☎63-5235 刈谷依佐美地域包括支援センター	第3・第4木曜日 10時~11時	飲食代
	ひろまるひろば たんぼぼカフェ	南部生涯学習センター たんぼぼ (野田町西田78-2) 連絡先 ☎63-6700 刈谷朝日地域包括支援センター	第2土曜日 10時半~11時半	100円
	ひろまるひろば ひがしかりやカフェ	カフェシュエット (東刈谷町1-14-1) 連絡先 ☎63-6700 刈谷朝日地域包括支援センター	第1木曜日 10時~11時	飲食代

※活動日・時間は、変更している場合があります。47ページに認知症の人を介護されている家族支援を掲載しています。

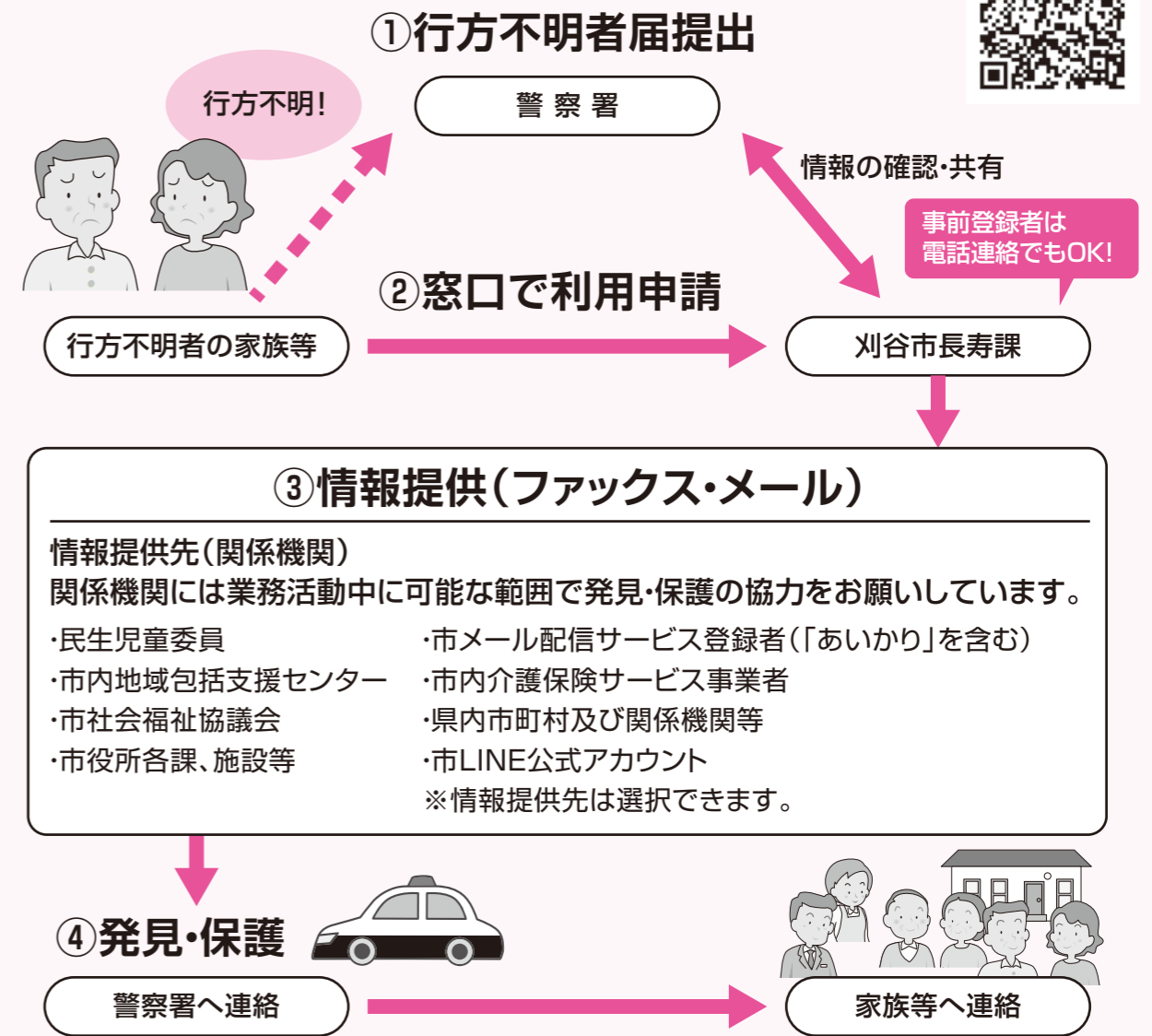
# 認知症の人への支援

刈谷市では、認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるように支援します。

## 刈谷市行方不明高齢者等SOSネットワーク

行方不明になった認知症高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるよう、警察や市内の関係機関、近隣市町と情報連絡の体制を構築し、行方不明高齢者等の安全と家族等への支援を行います。※事前登録制度もあります。

### SOSネットワークの流れ



## ●大切なひとの安全のために、ぜひ事前登録をしましょう●

行方不明になる可能性のある方の名前・写真などの情報をあらかじめ刈谷市長寿課に登録(情報提供同意)し、事前に警察署等に登録者の情報を提供します。

# 居宅サービス

このページは要支援1・2の説明ページです。



介護予防を目的としたサービスを組み合わせて利用できます。

1か月に利用できる限度額は、要介護度に応じて決められています。

介護予防サービスで、福祉用具のレンタルを利用することができます(詳しくは40～41ページをご覧ください)。

利用者負担のめやすの金額は、1割負担の場合です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です。

詳しくは、25ページをご覧ください。

※介護予防を目的とした訪問介護と通所介護は刈谷市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業となります。詳しくは、30～31ページをご覧ください。

◆48ページからの介護サービス事業所リストページにて

下記の介護予防サービス提供事業所を(予)で表記しています。

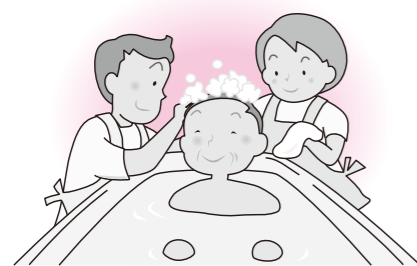
要介護度 (要支援度)	1か月の 区分支給限度額 (利用者負担を含む)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

## 1 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助をします。

利用者負担のめやす

1回あたり……………946円



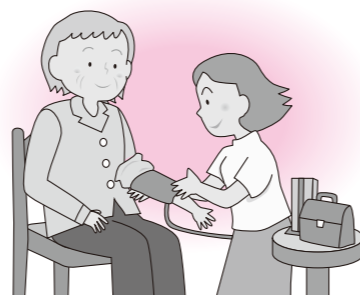
## 2 介護予防訪問看護

看護師や保健師が訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や助言などを行います。

利用者負担のめやす

訪問看護ステーションの場合  
30分以上1時間未満……………878円

病院または診療所の場合  
30分以上1時間未満……………612円

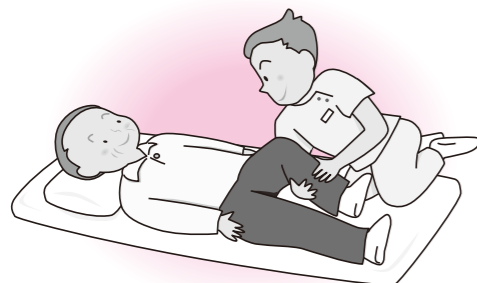


## 3 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士などが訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

1回あたり……………323円



## 4 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで介護予防を目的とした日帰りのリハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

共通的服务  
要支援1……………1か月 2,457円  
要支援2……………1か月 4,579円

選択的サービス  
栄養改善……………1か月 217円  
口腔機能向上……………1か月 163円

※送迎、入浴にかかる費用は含まれています。

## 高額介護予防サービス費

### 利用者負担が高額になったときは

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が下表の上限額を超えたときには、申請により、超えた分が高額介護予防サービス費として後から支給されます。なお、福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担、食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費などは、高額介護予防サービス費の支給の対象とはなりません。

### 申請方法

対象となる方には「高額介護サービス費支給申請書」を送りますので、市役所(長寿課)へ提出してください。

対象者	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の80万9千円(令和8年8月以降は82万6,500円)以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

## 5 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに宿泊して、食事・入浴などの介護サービスや生活機能維持・向上訓練を行います。

利用者負担のめやす

単独型・従来型個室の場合  
要支援1……………519円  
要支援2……………646円

特別養護老人ホーム(併設型・従来型個室)の場合  
要支援1……………489円  
要支援2……………608円

特別養護老人ホーム(併設型・ユニット型個室)の場合  
要支援1……………573円  
要支援2……………711円

※滞在費と食費は別途、利用者負担です。

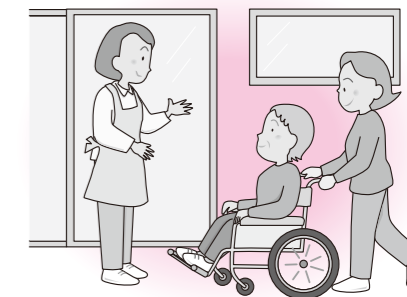
## 6 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに宿泊して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を行います。

利用者負担のめやす

介護老人保健施設(多床室)の場合  
要支援1……………655円  
要支援2……………827円

※滞在費と食費は別途、利用者負担です。



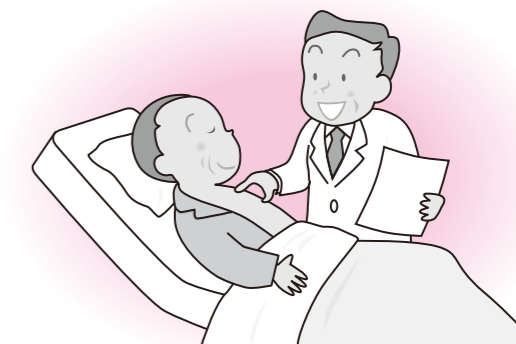
## 7 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理・指導を行います。

利用者負担のめやす

医師による指導(1か月に2回が限度)  
単一建物居住者1人に対する利用……………515円

歯科医師による指導(1か月に2回が限度)  
単一建物居住者1人に対する利用……………517円



# 居宅サービス

このページは要介護1～5の説明ページです。



必要なサービスを組み合わせることで利用できます。

1か月に利用できる限度額は、要介護度に応じて決められています。

介護サービスで、福祉用具のレンタルを利用することができます。

(詳しくは40～41ページをご覧ください)

利用者負担のめやすの金額は、1割負担の場合です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です。

詳しくは、25ページをご覧ください。

要介護度	1か月の区分支給限度額 (利用者負担を含む)
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

## 1 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、食事などの介護や日常生活上の支援をします。

利用者負担のめやす

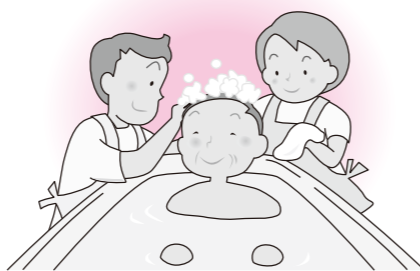
身体介護 30分以上1時間未満	428円
生活援助 20分以上45分未満	198円
通院乗車・降車介助 1回あたり	108円

## 2 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助をします。

利用者負担のめやす

1回あたり……1,399円



## 3 訪問看護

看護師や保健師が訪問し、医療上の世話や助言などを行います。

利用者負担のめやす

訪問看護ステーションの場合 30分以上1時間未満	910円
病院または診療所の場合 30分以上1時間未満	635円

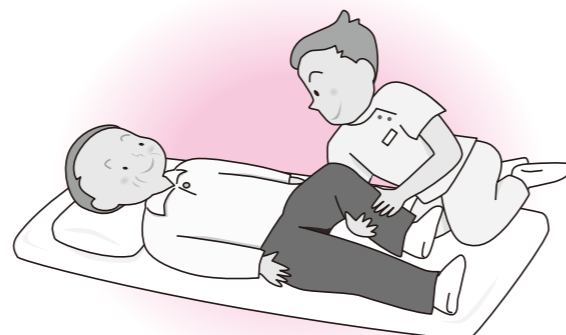


## 4 訪問リハビリテーション

理学療法士などが訪問し、リハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

1回あたり……334円

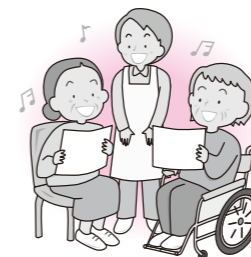


## 5 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどで食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を日帰りで行います。

利用者負担のめやす

通常規模型	
7時間以上8時間未満	
要介護1	703円
要介護2	830円
要介護3	962円
要介護4	1,093円
要介護5	1,227円



※小規模型(定員18人以下)は、地域密着型サービス(38ページ)になります。  
 ※送迎にかかる費用は含まれています。  
 ※入浴、機能訓練などの加算があります。  
 ※食費は別途、利用者負担です。

## 7 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに宿泊して、食事・入浴などの介護サービスや生活機能維持・向上訓練を行います。

利用者負担のめやす

単独型・従来型個室の場合 要介護1～要介護5	1日 699円～1,003円
特別養護老人ホーム(併設型・従来型個室)の場合 要介護1～要介護5	1日 654円～958円
特別養護老人ホーム(併設型・ユニット型個室)の場合 要介護1～要介護5	1日 763円～1,069円

※滞在費と食費は別途、利用者負担です。

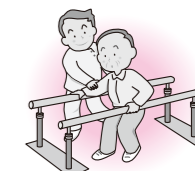
## 6 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設などで日帰りのリハビリテーションを行います。

利用者負担のめやす

通常規模型	
7時間以上8時間未満	
要介護1	826円
要介護2	978円
要介護3	1,133円
要介護4	1,316円
要介護5	1,494円

※送迎にかかる費用は含まれています。  
 ※入浴などの加算があります。



## 8 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに宿泊して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を行います。

利用者負担のめやす

介護老人保健施設(多床室)の場合 要介護1～要介護5	1日 887円～1,124円
-------------------------------	----------------

※滞在費と食費は別途、利用者負担です。

## 9 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問して、医学的な管理や指導を行います。

利用者負担のめやす

医師による指導(1か月に2回が限度) 単一建物居住者1人に対する利用	515円
歯科医師による指導(1か月に2回が限度) 単一建物居住者1人に対する利用	517円

## 高額介護サービス費

### 利用者負担が高額になったときは

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が下表の上限額を超えたときには、申請により、超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。なお、福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担、食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費などは、高額介護サービス費の支給の対象とはなりません。

### 申請方法

対象となる方には「高額介護サービス費支給申請書」を送りますので、市役所(長寿課)へ提出してください。

対象者	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万9千円(令和8年8月以降は82万6,500円)以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

# 地域密着型サービス

介護 支援

住みなれた地域で暮らし続けるために地域密着型サービスがあります。

## 地域密着型サービスとは・・・

急速に進む高齢社会を背景に、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなかで、介護が必要になっても可能な限り、身近な地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。利用者負担のめやすの金額は、1割負担の場合です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です。詳しくは、25ページをご覧ください。

地域密着型サービスは  
刈谷市民のみが利用できる  
介護サービスです。

## 自宅に訪問してもらう

介護

### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。  
※要支援1・2の方は利用できません。

利用者負担のめやす

連携型〈1か月あたり〉	
要介護1	6,018円
要介護2	10,741円
要介護3	17,835円
要介護4	22,561円
要介護5	27,285円

## 施設に通って利用する

介護 支援

### 2 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (デイサービス)

認知症の高齢者に対して食事・入浴などのサービスや、機能訓練などを行います。

※送迎にかかる費用は含まれています。  
※入浴などの加算があります。  
※食費は別途、利用者負担です。

利用者負担のめやす

単独型〈所要時間7時間以上8時間未満〉	
要支援1	933円
要支援2	1,041円

単独型〈所要時間7時間以上8時間未満〉	
要介護1	1,077円
要介護2	1,194円
要介護3	1,311円
要介護4	1,429円
要介護5	1,546円

利用者負担のめやす

7時間以上8時間未満	
要介護1	805円
要介護2	951円
要介護3	1,103円
要介護4	1,252円
要介護5	1,402円

### 3 地域密着型通所介護 (デイサービス)

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を日帰りで行います。  
※要支援1・2の方は利用できません。

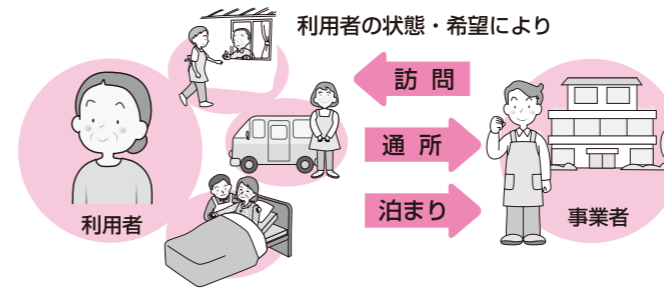
※送迎にかかる費用は含まれています。  
※入浴、機能訓練などの加算があります。  
※食費は別途、利用者負担です。

## 通い・宿泊・訪問を組み合わせる

介護 支援

### 4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。



利用者負担のめやす

〈1か月あたり〉	
要支援1	3,737円
要支援2	7,551円

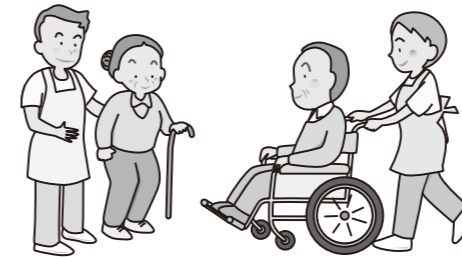
〈1か月あたり〉	
要介護1	11,327円
要介護2	16,646円
要介護3	24,215円
要介護4	26,726円
要介護5	29,468円

## 小規模な施設に入所する

介護 支援

### 5 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が少数で共同生活を送りながら食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。  
※要支援1の方は利用できません。



利用者負担のめやす

2ユニットの場合〈1日あたり〉	
要支援2	800円

2ユニットの場合〈1日あたり〉	
要介護1	805円
要介護2	842円
要介護3	868円
要介護4	885円
要介護5	903円

※食費、光熱水道費、家賃などは別途、利用者負担です。

### 6 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用型有料老人ホームに入居して、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを利用できます。  
※要支援1・2の方は利用できません。

利用者負担のめやす

〈1日あたり〉	
要介護1	584円
要介護2	656円
要介護3	732円
要介護4	801円
要介護5	876円

※食費、光熱水道費、家賃などは別途、利用者負担です。

# 居宅サービス 福祉用具貸与・購入 **介護** **支援**

福祉用具は日常生活での自立を助けます。

## 介護保険でレンタルできるもの〈福祉用具の貸与対象品目〉

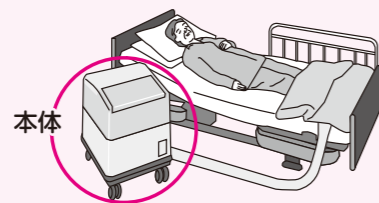
心身の機能が低下し、日常生活に支障のある方は、生活支援のための福祉用具を借りることができます。利用者負担はレンタル料の1割です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です。(25ページ参照)

※都道府県から指定を受けた「福祉用具貸与事業者」からの貸与品が対象になりますので、ご注意ください。

### 要介護4・5の方の対象品目

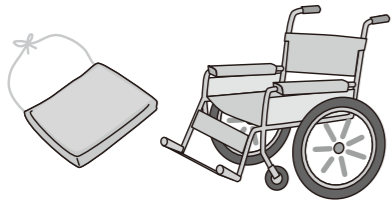
#### 自動排泄処理装置 (交換可能部品を除く)



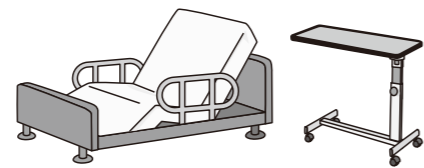
※尿または便が自動的に吸引されるものが対象になります。  
※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。

### 要介護2～5の方の対象品目

#### 車いす (車いす付属品を含む)

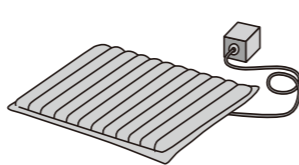


#### 特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)

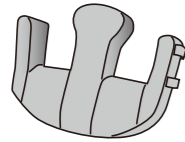


マットレス、ベッドサイドテーブル  
介助ベルト(入浴用介助ベルト以外)など

#### 床ずれ防止用具



#### 体位 変換器



※起き上がり  
補助装置を含む

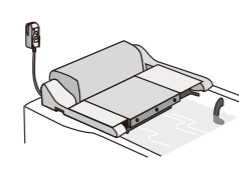
#### 認知症老人 徘徊感知機器



※離床センサーを含む

#### 移動用リフト

※階段移動用リフトを含む



バスリフト



立ち上がり  
補助いす



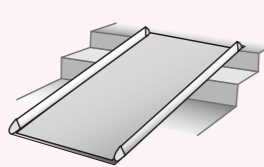
電動介助  
リフト

### 要支援1・2、要介護1～5の方の対象品目

#### 手すり (工事不要のもの)



#### スロープ (工事不要のもの)



スロープ(工事不要のもの)、歩行器、歩行補助つえは、レンタルか購入の選択ができます

#### 歩行器



6輪歩行器  
など

#### 歩行補助つえ



多点杖  
など

※イラストは一例(イメージ)です。

## 介護保険で購入できるもの〈福祉用具の販売対象品目〉

心身の機能が低下した方に、入浴や排泄などに用いる用具の購入費が給付されます。支給限度額は、要介護度にかかわらず**1年間**(4月から翌年3月)で対象品目の購入費用**10万円**(保険給付9万円)が上限で、利用者負担は1割です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です。(25ページ参照)  
この場合、保険給付の上限は8万円または7万円になります。

※事業者で購入費用の利用者負担分のみを支払う方法もあります(受領委任払い)。



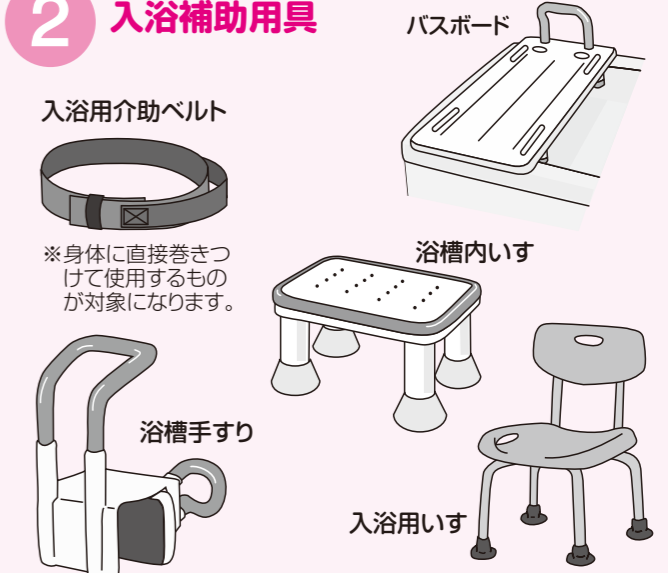
※都道府県から指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」からの購入品が対象になりますので、ご注意ください。

### 1 腰掛便座



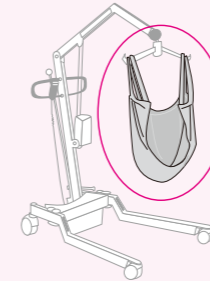
※この他、昇降機能付き便座も含まれます。

### 2 入浴補助用具



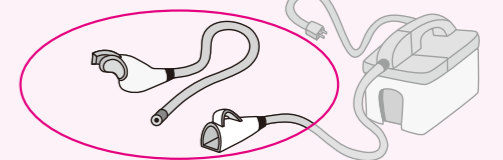
※この他、浴室内・浴槽内すのこも含まれます。

### 3 移動用リフトの つり具の部分

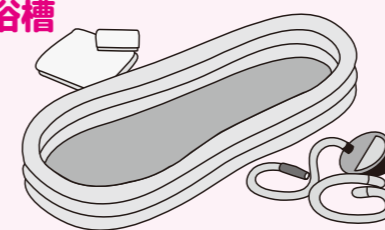


### 4 自動排泄処理装置の交換可能部品

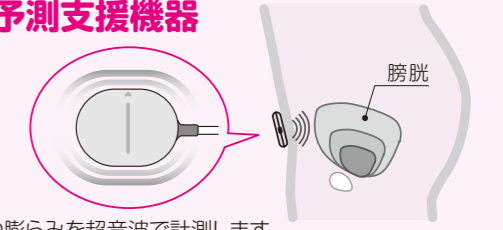
※レシーバー、チューブ、タンクなどのうち、尿や便の経路となるもの



### 5 簡易浴槽

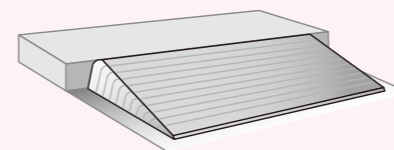


### 6 排泄予測支援機器



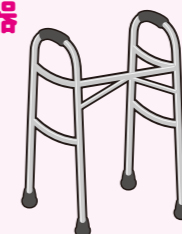
※膀胱の膨らみを超音波で計測します

### 7 スロープ(固定用)



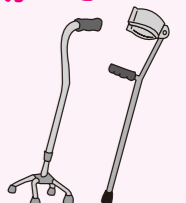
### 8 歩行器

※歩行車を除く



### 9 歩行補助つえ

※松葉づえを除く  
単点杖・多点杖



※イラストは一例(イメージ)です。

# 居宅サービス 住宅改修

住宅改修の費用が支給されます。

介護 支援

重要

改修前に事前の申請が必要です。ケアマネジャーに相談してください。

支給限度額は、要介護度にかかわらず、一人につき対象の工事費用40万円(支給額36万円【保険給付18万円+市の補助金18万円】)が上限額で、利用者負担は1割です。

※65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担は2割または3割です(25ページ参照)。

この場合、支給額の上限は32万円または28万円になります。

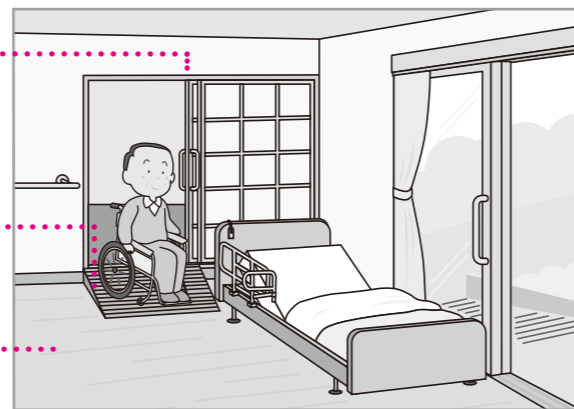
※住民登録地以外で行った住宅改修は保険対象外です。

改修業者はご自身で選ぶことができます。

## 介護保険でできる住宅改修



- 出入り口のドアを開き戸から引き戸へ
- 壁への手すりの取り付けなど
- 段差解消のためのスロープの設置など
- 畳の床をフローリングに取り替えるなど、床または通路面の材料の変更
- 和式便器から洋式便器への取り替えなど



## 住宅改修利用相談から工事・支払いまでの流れ

要支援1・2、要介護1～5の認定

ケアマネジャーに相談

施工業者の選択・見積もり依頼

市へ事前申請

工事の実施

工事費用の支払い

市への完了報告

住宅改修費の支給

事前申請 申請に必要な書類

- 住宅改修前の申請書(市所定のもの)
- 工事費見積書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費などを適切に区分してあるもの。
- 改修箇所を明記した図面
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修前の日付入りの写真
- カタログの写し(改修に使用する材料の定価が確認できるもの)  
※その他場合にに応じて必要になる書類があります。

ケアマネジャーに作成を依頼します。

完了報告 申請に必要な書類

- 住宅改修後の完了報告兼請求書(市所定のもの)
- 工事費内訳書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 改修後の日付入りの写真  
※その他場合にに応じて必要になる書類があります。

※施工業者に工事費用の利用者負担分のみを支払う方法もあります(受領委任払い)。

# 施設サービス

施設サービスはどのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。

介護 支援

入所する施設を選び、直接申し込んで契約を結びます。

※要介護1～5の方のみが利用できます。ただし、介護老人福祉施設は原則要介護3～5の方のみが利用できます。

※施設サービス費の他に、居住費、食費、日常生活費がかかります。

介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な場合に入所する施設です。申込順ではなく必要度の高い方が優先的に入所できるしくみとなっています。  
(原則要介護3～5の方のみ)

介護老人保健施設  
(老人保健施設)

病状が安定していて入院治療の必要はありませんが、在宅での療養が困難な方を対象に、在宅復帰のための、リハビリを中心とする介護が必要な場合に入所する施設です。

介護医療院

介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えており、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

## 施設サービスを利用したときの自己負担

自己負担額は令和8年4月1日時点の金額です。

施設サービスの利用負担 = A 施設サービス費の1割 + B 居住費 + C 食費 + D 日常生活費(理美容代など)

A 施設サービス費1割負担のめやす(日額) ※部屋のタイプによって料金が異なります。

要介護度	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設(老人保健施設)
要介護1～5	604円～980円	753円～1,058円

※65歳以上で一定以上の所得がある方の施設サービス費の負担は2割または3割です。(25ページ参照)

施設サービスなどの B 居住費(滞在費) + C 食費のめやす

部屋のタイプ	B 居住費(滞在費)				C 食費	
	ユニット型		従来型個室	多床室		
	個室	個室的多床室				
標準的な利用者負担額	特養等	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円
	老健・医療院等	2,066円	1,728円	1,728円	437円*	1,445円

※室料が徴収される場合(II型介護医療院など)は697円になります。

ただし、以下の要件を満たす方は、事前に市役所に申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることで、居住費と食費が軽減されます。

本人が市民税非課税世帯であって、次の両方に該当する方

(1) 別世帯(世帯分離等)の配偶者も市民税非課税

(2) 利用者負担段階ごとの預貯金等資産要件を満たしている

(2号被保険者は段階に関わらず単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円以下)

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件	
		単身の場合	夫婦の場合
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	要件なし	
第2段階	年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円(令和8年8月以降は82万6,500円)以下の人	1,000万円以下	2,000万円以下
第3段階①	年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円(令和8年8月以降は82万6,500円)超120万円以下の人	650万円以下	1,650万円以下
第3段階②	年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	500万円以下	1,500万円以下

## その他、介護保険を利用できる施設

内容や費用などは施設によって異なりますので、各施設に確認してください。

特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム・ケアハウスなど)

※介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた介護付有料老人ホームやケアハウスなどでは、要支援1・2の方でも介護予防サービスを介護保険で受けることができます。

# 高齢者福祉サービス

## 刈谷市で利用できる介護保険以外のサービス

介護保険サービスとは別に、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活を営めるよう在宅生活を支援するためのサービスを提供します。

※掲載内容は、令和8年4月1日現在の情報です。内容が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- **刈谷市役所**  
【所在地】 刈谷市東陽町 1-1
- **刈谷市社会福祉協議会**  
【所在地】 刈谷市下重原町 3-120

## ひとり暮らしに不安のある方へ

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
在宅高齢者見守り安心機器貸与	緊急時に紐を引くだけでコールセンターに連絡できる携帯型機器（キッズフォン）と屋内に設置する人感センサーを貸与します。（はいかい症状がある場合は、位置情報検索機能付） ◇利用者負担：原則なし	次の要件のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしの方 ②要支援・要介護認定を受けており、認知症の状態にあり、はいかい症状のある方	長寿課 高齢福祉係 ☎0566-62-1063
福祉電話（声の訪問）	ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、電話による定期的な声の訪問を行います。 ※電話機がない場合は、ご相談下さい。	65歳以上のひとり暮らしの方	
救急医療情報キット	救急搬送時などに備えて医療情報や緊急連絡先などの情報を保管するキットを配布します。	65歳以上のひとり暮らしの方 ◇日中、夜間に同居者が不在になるなどひとり暮らしと同様の状況にある場合も対象となります。	
終活情報キット	終活情報（葬儀・納骨、家財道具処分、エンディングノートの保管場所など）を記載する終活シートなどを配布します。	65歳以上のひとり暮らしの方	
火災警報器の給付	ひとり暮らし高齢者などが、安全に安心して生活できるよう、火災警報器を給付します。	65歳以上の在宅の方で、ねたきり・認知症または市民税が非課税のひとり暮らしの方	

## 福祉サービスとして次の事業を行っています

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
高齢者タクシー料金助成利用券	移動に関して電車やバスなどを利用することが困難で家に閉じこもりがちな高齢者の外出を支援するため、タクシー料金助成利用券を交付します。 ◇定額のチケットを1か月につき3枚	要支援2または要介護1以上で、世帯全員の市民税が非課税の65歳以上の方 ◇福祉タクシー、介護タクシーの対象となる人は除きます。	長寿課 高齢福祉係 ☎0566-62-1063
介護タクシー料金助成利用券	通常の自家用車を利用することが困難な高齢者の通院などを支援するため、車いす昇降機付き車両や寝台付き車両を利用する場合のタクシー料金助成利用券を交付します。 ◇定額のチケットを1か月につき3枚	要介護1以上で、特殊車両の必要な65歳以上の方 ◇福祉タクシー、高齢者タクシーの対象となる人は除きます。	
難聴高齢者補聴器購入費助成	聴力低下により日常生活に支障のある高齢者に対し補聴器の購入費用の一部を助成します。 ◇助成額：補聴器購入費用の2分の1 ※上限15,000円 （市民税非課税世帯は上限30,000円）	次の要件をすべて満たす65歳以上の方 ①両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方 ③過去5年間、この制度で助成を受けたことがない方	

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
配食サービス（一般食）	食事の準備が困難な高齢者の食の自立をサポートするため、定期的に自宅に食事を届けるとともに、安否確認を行います。 ◇実施回数 夕食週5回以内（月～金曜日の間） ◇利用者負担額 市民税課税世帯：弁当代実費分 市民税非課税世帯：弁当代実費分から300円を差し引いた額	(1) 次の要件をすべて満たす方 ①本人要件（次のいずれかに該当） ア 75歳以上 イ 65歳以上75歳未満で要支援・要介護認定を受けている ②同居人要件（次のいずれかに該当） ア 同居人なし（ひとり暮らし） イ すべての同居人が①のアまたはイに該当 (2)(1)に該当しない65歳以上の高齢者のみの世帯等で、アセスメントにより必要と認められる方	長寿課 高齢福祉係 ☎0566-62-1063
配食サービス（調整食）	口腔機能低下や病気療養目的などで食事に配慮が必要な高齢者の自宅に主治医などの指示による食事を届けるとともに、安否確認と定期的な栄養相談を行います。 ◇食事の種類：カロリー・塩分調整食、腎臓病食、透析食、やわらか食、ムース食 ◇実施回数：夕食週5回以内（月～金曜日の間） ◇利用者負担額 弁当代実費分から400円を差し引いた額	(1) 次の要件をすべて満たす方 ①本人要件（次のいずれかに該当） ア 75歳以上 イ 65歳以上75歳未満で要支援・要介護認定を受けている ②同居人要件（次のいずれかに該当） ア 同居人なし（ひとり暮らし） イ すべての同居人が①のアまたはイに該当 (2)(1)に該当しない65歳以上の高齢者のみの世帯等で、アセスメントにより必要と認められる方 ◇主治医などの指示書が必要です。	
家具転倒防止器具取付	家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。 ◇利用者負担：取付け代金は家具4点まで無料 器具代金は実費負担（1家具平均2,000円）	65歳以上の高齢者のみの世帯 ◇建物の構造によっては取付けできない場合があります。	
在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金（在宅要介護高齢者）支援金	常時介護を必要とする在宅の高齢者に見舞金（支援金）を支給します。 ◇月額5,000円 ◇半期毎（9月・3月）に口座振込でお支払いします。	（令和8年9月まで） 65歳以上のねたきりまたは認知症で在宅の方 ◇有効な要支援・要介護認定の主治医意見書や医師の作成した診断書で状態を確認します。 （令和8年10月から） 要介護3以上で65歳以上の在宅の方	
在宅ねたきり・認知症高齢者おむつ費用助成利用券（在宅要介護高齢者）おむつ費用助成利用券	常時おむつを必要とする在宅の高齢者におむつ費用助成利用券を交付します。 ◇助成額 （令和8年9月まで） 1か月につき3,000円相当（要介護4以上で市民税非課税世帯の場合は6,000円相当） （令和8年10月から） 市民税課税世帯：1か月につき5,000円相当 市民税非課税世帯：1か月につき8,000円相当	（令和8年9月まで） 在宅ねたきり・認知症高齢者見舞金受給者（令和8年10月から） 要介護1以上で65歳以上の在宅の方 ◇有効な要介護認定の主治医意見書等でおむつの必要性を確認します。	
寝具クリーニング	在宅のねたきりまたは認知症の高齢者の寝具（掛・羽毛布団、敷布団、毛布それぞれ1枚以内）を隔月でクリーニングします。 ◇利用者負担：なし	65歳以上のねたきりまたは認知症で在宅の方 ◇有効な要支援・要介護認定の主治医意見書で状態を確認します。	
介護支援ベッド貸与利用料補助	寝具からの立ち上がり困難な方が、介護支援ベッド（寝返りや起き上がり機能のない手すり付きベッド）を借りた費用の9割を補助します。 ◇補助上限額：1か月につき2,970円 ◇介護保険の利用者負担割合が2割の場合は費用の8割（補助上限額：1か月につき2,640円）、3割の場合は費用の7割（補助上限額：1か月につき2,310円）を補助します。	要支援1・2または要介護1で離床動作が困難な方 ◇介護保険料の滞納のある方は除きます。	長寿課 介護認定給付係 ☎0566-62-1013
住宅バリアフリー化工事費補助	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の自宅のバリアフリー化工事費10万円が上限で、費用の9割を補助します ◇補助上限額：9万円（1人1回のみ） ◇介護保険の利用者負担割合と同様の基準で算定し、利用者負担が2割の場合は費用の8割（補助上限額：8万円）、3割の場合は費用の7割（補助上限額：7万円）を補助します。 ◇着工前に申請が必要です。	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で住宅の改修が必要と認められる方 ◇介護保険料の滞納のある方、過去に住宅改修を行った事がある方は除きます。	

## 認知症の人を介護されているご家族へ

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
認知症家族支援プログラム	認知症の方を介護している家族が、講義により認知症に対する知識を深めるとともに、参加者による交流会で仲間づくりをし、早期に認知症の方との安定した生活が営めるよう講座を開催します(半年間で計6回開催)。	認知症初期から中期(未認定～要介護3まで)の方を介護している家族で、6回とも参加できる方	長寿課 介護予防推進係 ☎0566-62-1063
認知症介護家族交流会	認知症の方を介護している家族等が、互いに悩みを相談し、情報交換することで、介護負担を軽減できるよう交流会を開催します(毎月開催)。	認知症の方を介護している家族など	

## 老人ホームなどの施設への入所について

施設	内容	対象者	問合せ・申込先
<b>養護老人ホーム</b> <b>【所在地】</b> 刈谷市下重原町3-120 (高齢者福祉センターひまわり内)	(措置) 環境上及び経済的な理由により、居宅で生活することが困難な方が入所できる施設です。 ◇利用者負担:入所者本人と扶養義務者の収入に応じて費用を負担	次の要件をすべて満たす方 ①原則として65歳以上の方(60歳以上の方でも事情によっては入所できません) ②家庭の事情などにより居宅で生活することが困難な方 ③本人の属している世帯(血縁関係のない場合も含む)が生活保護を受けているか、本人及び本人の生計を維持している者の市町村民税所得割が非課税であること ④入院治療の必要がないこと ⑤感染性疾患を有していないこと(他の入所者に感染するおそれがない場合は例外とします) ◇入所希望者と面談等を行いますので、事前にご連絡下さい。	長寿課 高齢福祉係 ☎0566-62-1063
	(ショートステイ) 在宅において生活することに不安のある高齢者が、一時的に養護老人ホームを利用できます。(利用期間は、3か月以内) ◇利用者負担額:1日につき1,810円	市内に居住する65歳以上の高齢者であって次の要件をすべて満たす方 ①食事、排せつ、入浴、その他の生活における日常動作が他者からの支援を受けることなく行うことができる方 ②在宅において生活することに不安があり、家族からの支援を受けることが困難な方 ◇利用希望者と面談等を行いますので、事前にご連絡下さい。	

施設	施設概要・対象者	問合せ・申込先
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な方を対象にした施設です。原則として、要介護3～要介護5の方のみが利用できます。	<b>直接施設にお申し込みください。</b> ◇長寿課で施設一覧を配布しています。
介護老人保健施設(老人保健施設)	自宅での療養が困難な方を対象に、リハビリを中心とする介護を受け、在宅復帰を目指す施設です。要介護1～要介護5の方のみが利用できます。	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、食事、入浴、排せつなどの介助、機能訓練などを受けられる施設です。刈谷市民の方で、認知症の症状があり、要支援2又は要介護1～要介護5の方のみが利用できます。	
介護医療院	要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設です。要介護1～要介護5の方のみが利用できます。	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	家庭環境や住宅事情により家庭で生活することができない60歳以上の方が入所する施設です。「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていると、必要な介護を介護保険で受けることができます。	
有料老人ホーム	入居者に(1)食事の提供、(2)入浴・排せつ又は食事、(3)洗濯・掃除等の家事、(4)健康管理のうちいずれかのサービスを提供する施設です。「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていると、必要な介護を介護保険で受けることができます。	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造や、広さなど、設備面の一定基準を満たしており、高齢者が安心して暮らせる見守りサービスを提供しています。介護、医療、生活支援サービスの提供、連携方法は施設によって様々です。	

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
行方不明高齢者等SOSネットワーク	高齢者がはいかいにより行方不明になった場合に、家族などからの申請に応じ、その高齢者の情報を関係機関に提供し、早期発見を支援します。また、希望者に対し、見守りシールを配布するとともに、個人賠償責任保険への加入ができます。 ◇事前登録が可能です。	日常的にははいかいのおそれのある認知症高齢者など	長寿課 高齢福祉係 ☎0566-62-1063
成年後見制度利用における市長の審判請求手続	判断能力が十分でない認知症高齢者のうち、身寄りがない場合など当事者による審判請求が期待できない状況にある方について、市長が代わって審判請求をします。	認知症で身寄りのない高齢者など	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対して助成を行います。	審判請求を行った方のうち、費用負担の困難な方	
成年後見支援センター	認知症などの理由で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度利用のお手伝いや相談に応じます。	成年後見制度に興味のある方、認知症の方やその家族など、後見人等になっている方	刈谷市社会福祉協議会 生活支援課 ☎0566-23-1600
終活あんしんセンター	終活に関する相談を通じ、将来に対する不安軽減を図ります。 ・終活の始め方を知りたい ・身寄りがなく、今後のことが心配 ・認知症になった時のことが心配 ・亡くなった後のことが心配	65歳以上の方とその家族など	
出張理美容費助成	外出が困難な在宅のねたきり高齢者・重度身体障害者を対象に、1回につき1,000円の負担で自宅でのサービスを受けられる「出張理美容費助成券」を交付します。 ◇1年に4枚まで	現にねたきりの状態にある方	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用手続き、日常的金銭管理、書類管理などの支援を行います。 ◇福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス1回1,200円(生活保護受給者は無料) ◇書類などの預かりサービス年間3,000円(月額250円)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、日常生活の判断に不安のある方	
車椅子の貸出	病気や怪我などで車椅子を必要とする方に、無料で貸出します。 ◇一ツ木福祉センター(☎25-2021)でも貸出します。	市内に住所があり、一時的に車椅子を必要とする在宅の方など	刈谷市社会福祉協議会 事業推進課 事業係 ☎0566-62-6676
車椅子移送車の貸出	通院、旅行などで外出する際に車椅子移送車を貸出します。 ◇燃料を満タンにして返却していただきます。	市内に住所がある車椅子使用者など	
ごみなどの戸別収集	家庭から出るごみや資源を集積場所まで運ぶことが困難な世帯の玄関前までごみなどの収集に出向き、ごみなどが出していない場合はひと声かけて安否を確認します。 ◇利用者負担:なし	次の①から③の要件をすべて満たす単身世帯 ◇訪問調査及び審査を行い、決定します。 ①自力でごみなどを運ぶことが困難 ②親族や近隣在住者などの協力を得ることが困難 ③要介護1以上もしくは身体障害者手帳などの交付を受けている	ごみ減量推進課 減量・収集係 ☎0566-21-1705 【所在地】 刈谷市逢妻町2-26-1
粗大ごみの搬出補助	家庭から出る粗大ごみを屋外まで持ち出せず戸別有料収集に出すことが困難な世帯に対し搬出を代行します。 ◇利用者負担:搬出は無料 収集は粗大ごみ1点につき800円	次の①から③の要件をすべて満たす単身世帯 ◇訪問調査及び審査を行い、決定します。 ①自力で粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難 ②親族や近隣在住者などの協力を得ることが困難 ③要支援・要介護認定もしくは身体障害者手帳などの交付を受けている	
不審電話防止装置の販売	特殊詐欺や悪質商法による被害防止のため自宅の固定電話に簡単に接続して使用できる装置を販売します。 ◇販売金額:1台2,000円 ◇呼出音が鳴る前に詐欺防止のため自動で通話を録音する旨のメッセージを相手に流し、通話を録音します。	市内在住の60歳以上の方 ◇購入時に、運転免許証など氏名、住所、生年月日を確認できるものが必要です。 ◇1世帯に1台まで	くらし安心課 市民相談係 ☎0566-62-1058

## 家族介護の基本を習得しませんか

事業名	事業の内容	対象者	問合せ・申込先
介護に関する入門的研修	介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修会を開催します(年1回開催)。	介護に関心のある方	長寿課 介護保険企画係 ☎0566-62-1013